

しまっかいどう 禾火の夕 メ収穫祭

出店者募集説明会

令和7年8月1日(金)10:00～ (11:30終了予定)

主催：北海道
(企画運営受託：総合商研 (株))

- (1) 開催概要について ……P2
- (2) 出店にあたっての留意事項 ……P8
- (3) 今後のスケジュールについて ……P26
- (4) 質疑応答

イベントコンセプト

我が国の食料安全保障の確保に向け、本道農業が重要な役割を着実に果たしていくためには、生産者と消費者の距離を縮め、消費者など様々な方が共感し、応援してもらうことが必要。

食

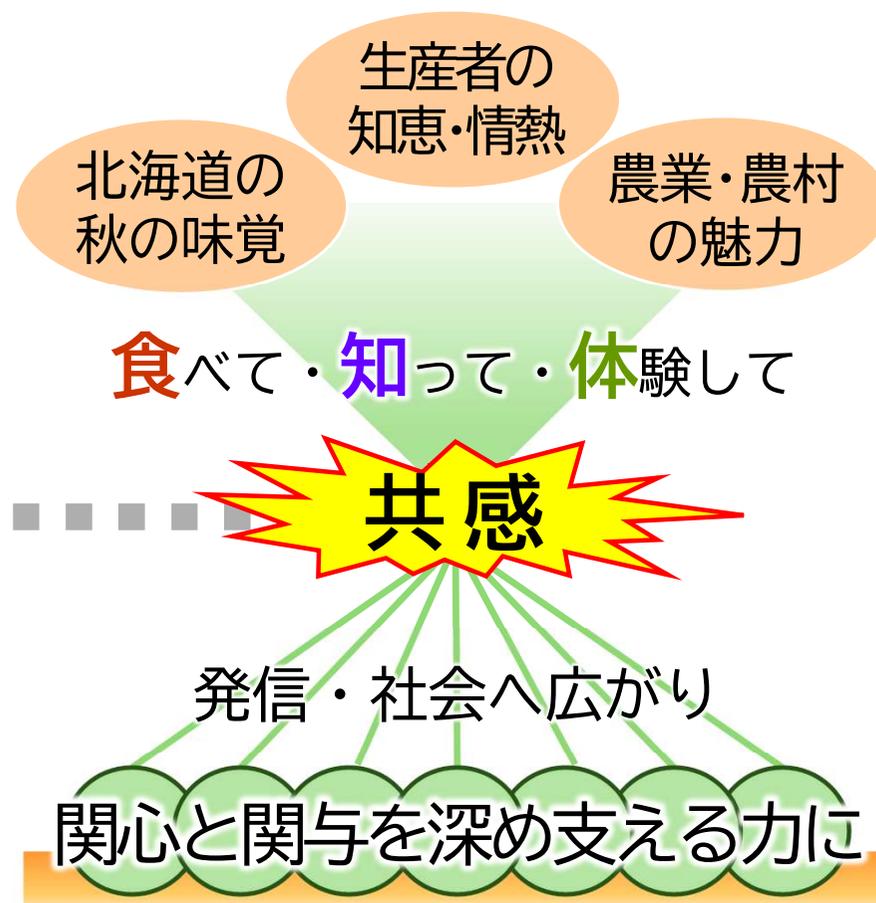
対面販売や飲食を通じて、北海道の秋の味覚が都市と農山漁村をつなぎ、今年の無事の収穫を共に喜ぶ

知

対話や交流を通じて、生産者の知恵や情熱に共鳴し、お互いに感謝の気持ちを伝える

体

参加型イベントを通じて、農林水産業や農山漁村の魅力を体感し、産地に想いを馳せる



開催概要

主催

北海道（企画運営受託：総合商研（株））

開催日時

令和7年（2025年）10月3日（金）14:00～18:00 ※
10月4日（土）10:00～17:00
10月5日（日）10:00～15:00
※初日は赤れんがガーデン会場のみ

会場

道庁赤れんが庁舎前庭（赤れんがガーデン）
札幌市北3条広場（アカプラ）

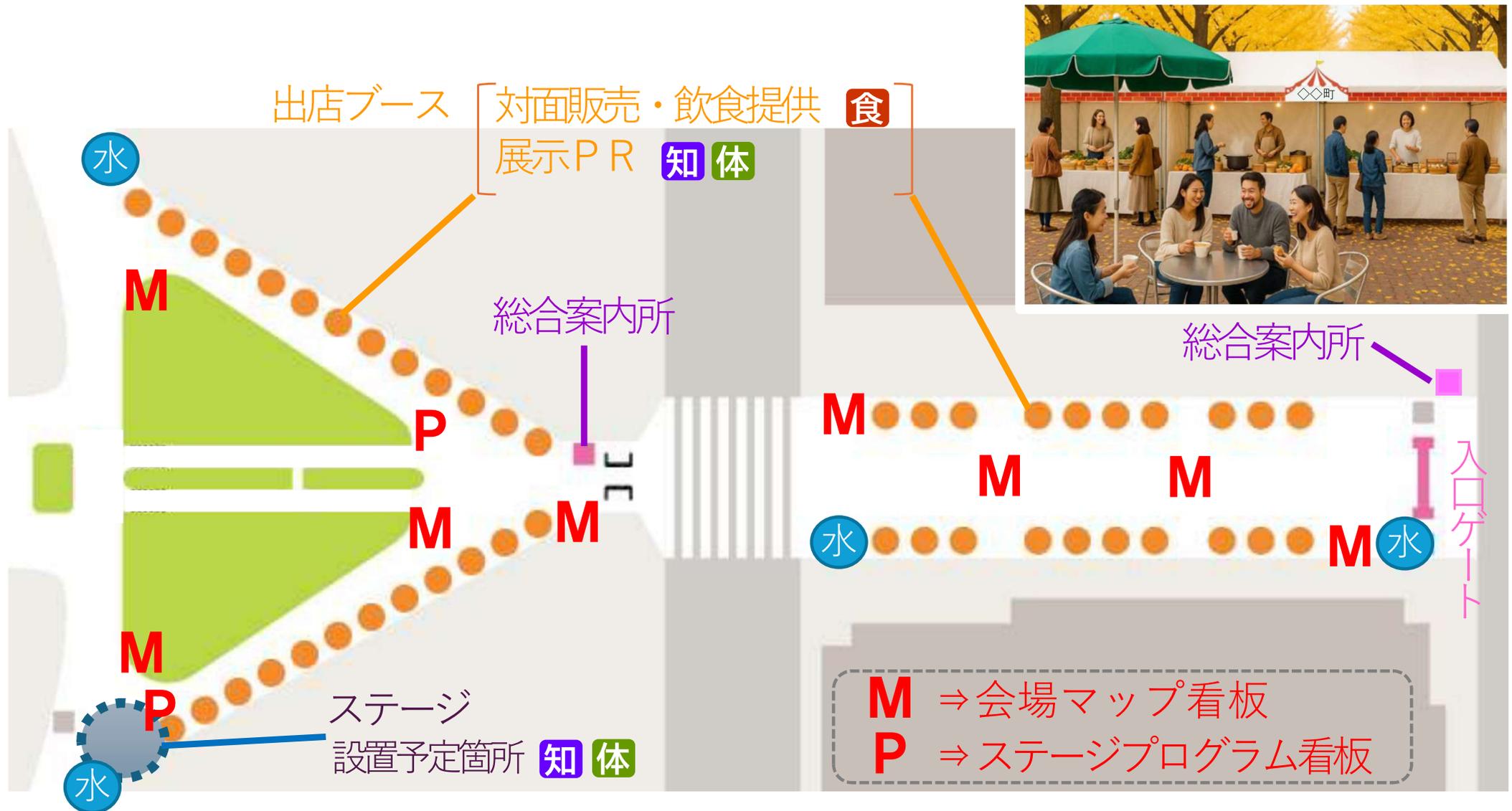
実施内容

- ①対面販売・飲食提供・展示PRブース
- ②赤れんがガーデン特設ステージでの各種集客イベント
- ③来場者に会場を隈なく訪問することを促す周遊企画
- ④周辺飲食店とのコラボ企画
- ⑤その他集客・PRにつながる企画

来場者数

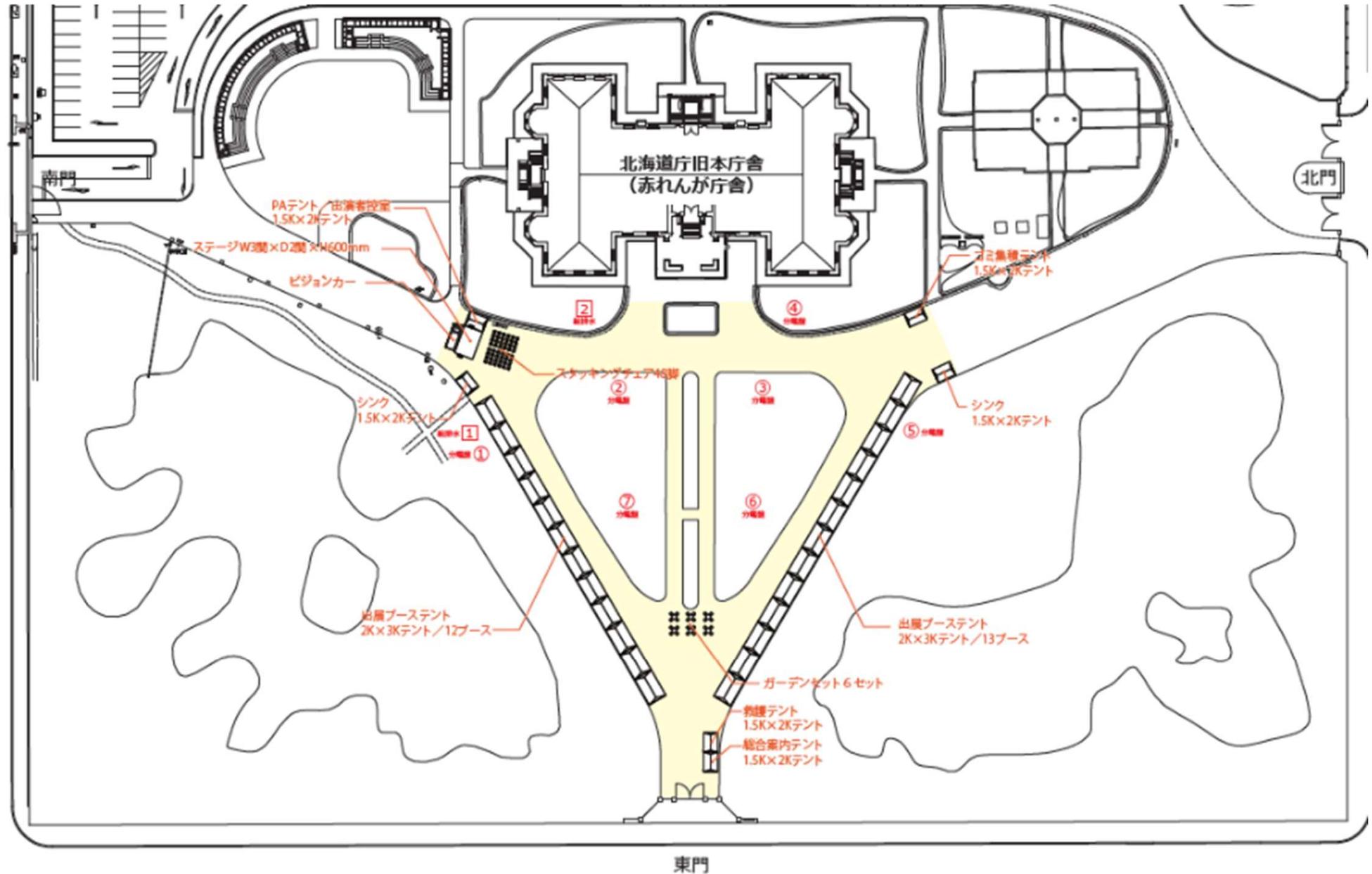
3日間延べ2万人（目標）

会場レイアウト案



消費者から生産者への感謝や応援のメッセージなど、都市と農山漁村をつなげる仕掛けを検討

赤れんがガーデン会場 詳細レイアウト案



広告・宣伝計画案

- ・ 特設ホームページ公開（8月下旬～）
- ・ JR札幌駅デジタルサイネージなどでの広報（9月下旬～）
- ・ 雑誌などへの広告掲載
- ・ 近隣飲食店とのコラボ企画を通じた告知
- ・ 道政広報の最大限の活用
- ・ 出店者によるSNSでの拡散



出店にあたっての留意事項①-1

①：出店ブースについて
出展料：無料

ブース寸法

①-1 基本ブース 2軒3軒テント
(W5400 * D3600 * HW3090 (軒高2000))

<基本セット>

テーブル (1800 * 500) 4台

折り畳み椅子4脚

1ブースあたりテント三方幕

パーティション1800 * w900 2枚

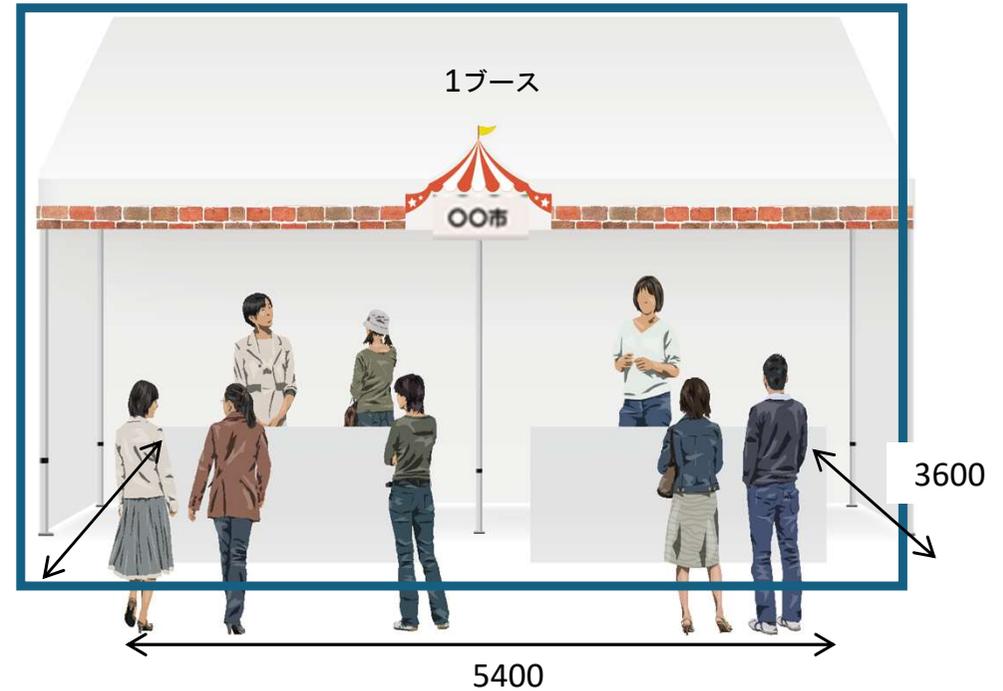
テント内照明1本 電源1500W 2口

※必要分のみ記載ください。

※上記以外の設備レンタルは有料です

※白いテーブルです。白布は出展者でご用意ください

•希望者多数時は1.5軒分の1/2ブース対応のご協力を



出店にあたっての留意事項①-2

①-2 : 1/2ブース (2軒*1.5軒)

2軒3軒テントを2分割で使用。隣接ブースとは横幕テントで仕切る予定です

<基本セット>

テーブル (1800*500) 2台

折り畳み椅子2脚

1ブースあたりテント三方幕

パーティション1800*w900 1枚

テント内照明1本 (1張に1本)

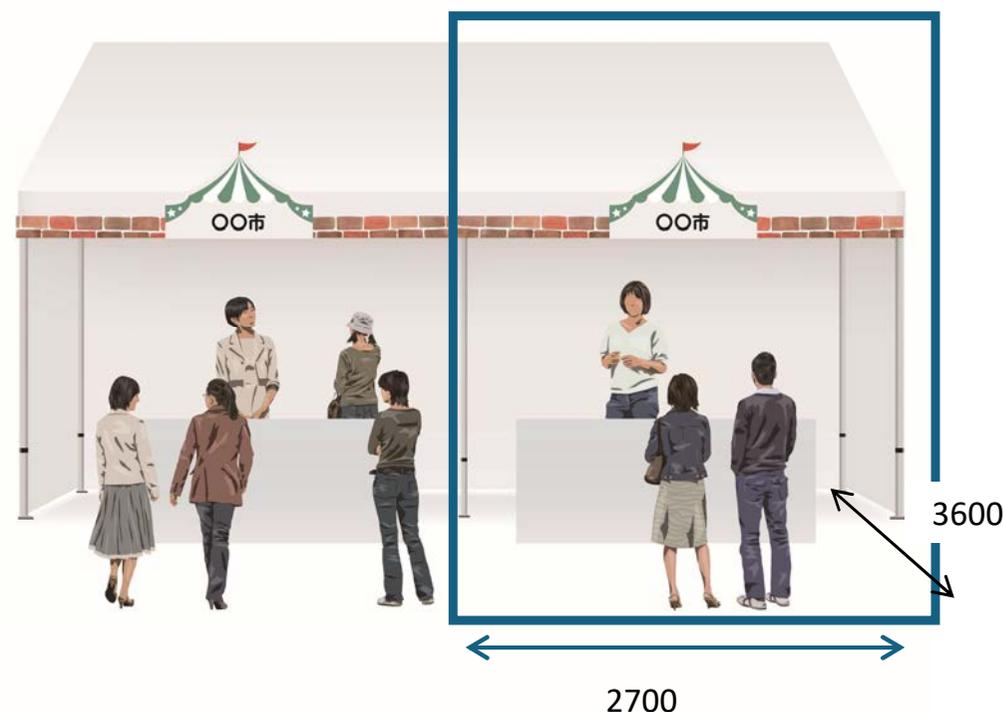
※必要分のみ記載ください。

※上記以外の設備レンタルは有料です

※白いテーブルです。白布は出展者で
用意ください

•希望者多数時は1.5軒分の1/2ブース対応のご
協力をお願いします

1/2ブース



出店にあたっての留意事項①-3

①-3：その他

◆ゆるキャラの参加について

→ゆるきゃら参加できる場合は、事前に申込書にご記入ください。

①特設ホームページでの告知いたします

②調整中ですが、ステージでの紹介などもご連絡するかもしれません

③控室は、道庁本庁舎内を想定し、調整中です

④複数のゆるきゃらで、通路等で撮影し、通行の妨げにならないようお願いします

⑤多数のキャラクター参加の場合、出場時間を設定していただく場合がございます

ゆるきゃら参加はここにチェック

A ほっかいどう秋の大収穫祭 参加申込書
※FAXまたはメール添付にて送信ください。
FAX, 011-223-2112 fest@jp01.jp

事務局宛 2025年 月 日

「ほっかいどう秋の大収穫祭」
に出店します。

団体名 _____
担当者 _____
電話番号 _____
Eメール _____

参加する日程に○をつけてください。複数日連続して出店申込できます。

参加希望日時： 10月3日(金)：10月4日(土)：10月5日(日)

※キッチンカーや軽トラックなどで出展の場合は、「ご質問・ご要望等」欄にその旨記載してください。
※応募者多数の場合は、コマ数や出店日等を調整させていただく場合がございます。

希望ブースに○をつけ、資料の必要数、持込機材による電源の使用有無・電力量を記入してください。

ブース	サイズ	テーブル 数量	椅子 数量	パーテーション数量	電源使用・電力量	備考
① ブース1小間	W540×D3600mm	台	脚	枚	有・無 _____W	
② ブース1/2小間	W2700×D3600mm	台	脚	枚	有・無 _____W	

※防水性の三方囲いテント（2間3間）を1ブースとし、出店者サイン掲示、テント内照明、電気店線（テント際まで）のほか、次の資材をそれぞれの数量を上限に無料で用意します。
①ブース1小間：テーブル（W1800×D500）4台・椅子4脚・パーテーション（H1800×W900）2枚
②ブース1/2小間：テーブル（W1800×D500）2台・椅子2脚・パーテーション2枚（隣ブース仕切り）
※その他、資機材については、裏面の留意事項をご覧ください。

出店内容について、該当するものに○をつけ、概要を記入してください。

■物販 [あり・なし] → 予定商品： _____
 ■試食 [あり・なし] → 予定商品： _____
 ■飲食提供 [あり・なし] → 予定商品： _____
 ■調理・加熱 [あり・なし] ※札幌市保健所への「営業届出」や「臨時営業許可」の申請は各出店者でご対応ください。
 ※酒類の販売に当たって必要な税務署への手続は、各出店者でご対応ください。
 ■体験・その他 _____ → 予定内容： _____
 ■農業者の参加予定 [あり (____人)・なし]
 ■ゆるキャラ参加 [あり・なし] ※控え機材スペースについては、別途ご案内いたします。

ご質問・ご要望等

申込一次締切：2025年8月6日(水)
※予定ブース埋まり次第、募集を終了します。

お申し込み・お問合せ
 主催：北海道 札幌市中央区南2条西4丁目フェアリービル2F TEL 011-223-2111
 事務局：総合商研株式会社 総合商研(株)JP01編集室内 担当：藤森・名波 fest@jp01.jp

出店にあたっての留意事項①-4

1：会場エリアは、景観計画重点区域（札幌駅前通北街区地区）に指定

2：のぼりの掲出や、過度な演出は基本NG

3：アカプラ会場は、左右の商業施設との環境にも配慮。
テント裏の見え方にも配慮ください

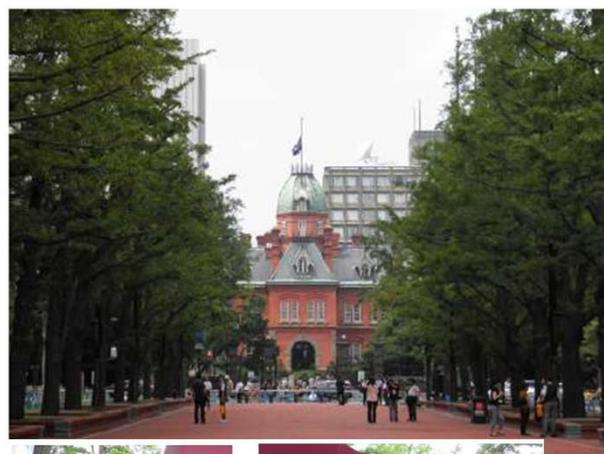
4：搬入搬出時も時間・搬入ルールをまもってください

5：喫煙場所はありません

赤れんがガーデン会場



アカプラ会場



出店にあたっての留意事項②

- ②：会場で販売できる商品について
- ・販売商品リストを後日ご提出いただきます **（8月18日月締切）**
- このまま保健所へ提出できるフォームです

<保健所>

- ・必要な保健所の手続
（臨時営業許可・営業届出）
- 食品を取り扱う場合、営業内容によって、食品衛生責任者の設置が必要。

問い合わせ先

→営業内容によって保健所への手続が異なるため予め相談すること。

札幌市中央保健センター
011-205-3356

【販売品目一覧表】

行事・イベント名： <input type="text" value="ほっかいどう秋の大収穫祭"/>		担当者名： <input type="text"/>					
店舗名・屋号： <input type="text"/>		TEL： <input type="text"/>	FAX： <input type="text"/>				
商品名	分類	包装 (材質・封など)	製造者・加工者 所在地	保存方法	保存陳列 機器	表示	備考 (試食・PL保険加入可否)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※営業届出が不要な業態（常温長期保存可能な包装品のみを販売する営業など）では、食品衛生責任者の設置は不要です。
加工品の販売には、食品表示法等にもとづいた裏面表示を確認ください

出店にあたっての留意事項②-2

電子申請システム～食品衛生責任者を設定後の申請

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索 🔍 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 食品衛生申請等システム

健康・医療 食品衛生申請等システム

重要なお知らせ 食品衛生申請等システムへのアクセス 利用方法 よくあるご質問
問い合わせ先（ヘルプデスク） 関連通知等 その他

重要なお知らせ

オンラインで営業許可申請、営業届出、食品等自主回収報告をすることができるようになりました。
内容（何を選べば良いか、どのように記載すれば良いか等）については、管轄の保健所へお問い合わせ下さい。（※保健所管轄区域案内）

食品衛生申請等システム

The Food Business Application System for licenses, export certifications and reports of food recall.

ページの先頭へ戻る

食品衛生申請等システムへのアクセス

**食品衛生申請等システム
食品等事業者の方はこちら**

食品衛生申請等システム
一般の方はこちら

ページの先頭へ戻る

利用方法

政策について
▼ 分野別の政策一覧
▼ 健康・医療
▶ 健康
▶ 食品
▶ 医療
▶ 医療保険
▶ 医薬品・医療機器
▶ 生活衛生
▶ 水道
▶ 福祉・介護
▶ 雇用・労働
▶ 年金
● 組織別の政策一覧
● 各種助成金・奨励金等の制度
● 審議会・研究会等
● 国会会議録
予選および決選・総裁の選

- ※法人番号をご用意ください
- ※食品衛生責任者終了番号をご用意ください
- ※イベント実施住所

<赤れんがガーデン>
札幌市中央区北3条西6丁目1番地
北海道庁旧庁舎赤れんがガーデン

<アカプラ>
札幌市中央区北2条西4丁目および北3条西4丁目札幌市北3条広場

出店にあたっての留意事項②-3

令和7年2月25日改定



お祭りやイベントで食品を提供する方へ 出店者版 ～営業許可を受けるまで～

食品を調理して提供する場合、原則として営業許可が必要です。札幌市では、公共性の高い「お祭り」や「イベント」等の適用行事に限って、テント等の簡易な設備で食品を調理・提供する【臨時営業】を認めています。施設や行事内容によって調理できる食品や必要な手続等が異なりますので、詳細は担当窓口（4階）までご相談ください。

おおむね
2か月前まで

許可を受けるまでの流れ

事前相談

- ◎ イベント等の企画段階から事前に担当窓口までご相談ください。
- ◎ 行事概要や設備、提供予定食品、調理工程、仕入先等、詳細について伺います。内容について十分理解されている方が来てください。

- ☑ 会場によっては、食品の提供や火気の使用を禁止している場合もありますので、事前に会場の管理者等に確認をとってください。

許可申請

- ◎ 申請手続は営業開始の2～3週間前まで済ませてください。
- ◎ 申請に必要な書類等は一覧表（2階）をご確認ください。

- ☑ できるだけイベント主催者側で取りまとめの上、提出してください。

許可検査

- ◎ 検査は原則、書面審査で実施します。
- ◎ 提供品目やイベント規模等によっては実地検査が必要となります。許可申請時に窓口で検査日時等の打合せを行います。
- ◎ 施設基準（4階）に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善し、再度許可検査を受けてください。

- ◎ 施設基準適合確認後、許可証を交付します。

許可証の交付

営業開始

- ◎ 許可証は外来者から見やすい場所に掲示してください。
- ◎ 順守事項を守って営業してください。

臨時営業の許可の対象（適用行事）

臨時営業が適用となる行事の要件

- 次のいずれかに該当する行事（営業期間は30日以下）
- ・ 国、札幌市又は他の地方公共団体が主催、共催、協賛、後援する行事
 - ・ 祭典、花見等市民を対象として行事で慣例的に食品の提供施設を伴う行事
 - ・ 盆踊り、納涼祭、区民祭り、チャリティーバザー等で連合町内会、商店街、各種団体等が主催し、地区住民を対象とする公共的色彩の強い行事

上記の適用行事に該当しない場合（例：デパート、スーパーマーケット等による催事、有料イベント）はテント等の簡易な設備では営業できません。

- ☑ 町内会等が主催して自ら管理運営し、団体構成員の親睦等を目的とした小規模な行事では、許可は不要な場合があります。（許可が不要な場合も、食品の衛生的な取扱いや食中毒防止のため、行事の「実施計画書」を提出してください。）

調理・提供できる食品

臨時営業許可施設では、調理・加工が簡易な食品（例：現場で焼く、煮る、蒸す等の一回の調理で完成する食品）のみ提供可能です。施設・設備の状態に応じて制限内容は異なりますが、提供できる食品の例は次のとおりです。

業種	調理・提供できる食品例
飲食店 営業	おでん、豚汁、焼き鳥、焼き貝、いか焼、たこ焼、焼きそば、フライドポテト、ホットドッグ、かき氷、ビール、ジュース類、コーヒー、紅茶、甘酒、たいやき、おやき、クレープ、ドーナツ、べっこう飴、チョコバナナなど

（留意事項）

- ・ 原材料の下処理を行う場合は、営業許可施設等で行ってください。
- ・ 製造に許可が必要な食品を原料として使用する場合は、該当する製造業許可施設で製造されたものを仕入れて使用してください。
- ・ 刺身や生寿司、海鮮丼等の「生食用食品」は、原則調理・提供できません。（一定水準以上の施設や衛生管理を行う場合にのみ提供できます。）
- ・ 調理（下処理を含む）は提供当日に行ってください。



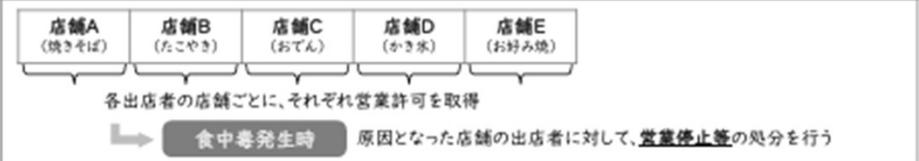
営業許可が不要な行為（営業届出）

- ☑ 仕入れた食品を調理・加工せず、そのままの状態販売する場合（包装されていない魚介類や肉を除く）や、練あめ・焼きとうもろこしなどの簡易な加工品を販売する場合、営業許可は不要ですが、「営業届出」が必要です。

営業許可申請に必要な書類等

	備考
<input type="checkbox"/> 営業許可申請書 [様式はHP・窓口で配布]	担当窓口（4階）に申請してください
<input type="checkbox"/> 施設平面図	設備器具の名称・寸法が記入されている図面
<input type="checkbox"/> 会場全体図面	会場全体における「店舗の配置」、「トイレの場所」がわかる地図
<input type="checkbox"/> 提供品目の概要が分かる資料	提供する品目、調理方法、仕入先等をまとめたもの
<input type="checkbox"/> 食品衛生責任者の資格を証明するもの	養成講習会の修了証、調理師免許証など（コピー可）
<input type="checkbox"/> 水質検査成績書（コピー） [1年以内の実施したもの]	水道水以外の水（井戸水等）を用いる場合に必要（給水元の施設の管理者等からコピーを入手してください。）
<input type="checkbox"/> 申請手数料	1施設につき 3,000円
<input type="checkbox"/> その他	適用行事であることが判る書面（国、札幌市、地方公共団体の後援書等）、イベント概要、チラシ、実行委員会の組織図等 [※] <small>※ 事例によって必要書類は異なるため、担当窓口までご確認ください</small>

許可単位の考え方[※]



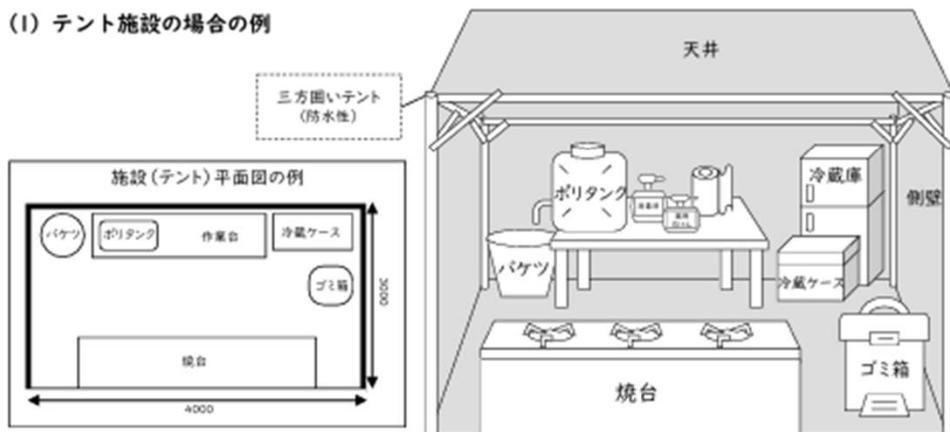
※同一の出店者が複数の店舗（テント等）を出店する場合、それらの店舗が連絡され、1つの施設として見なせる場合には、この限りではありません。

出店にあたっての留意事項②-4

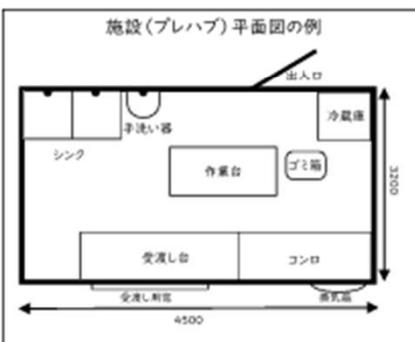
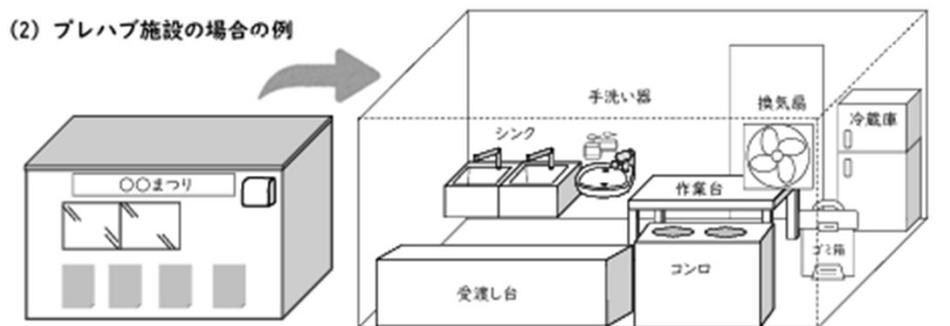
施設平面図と設備の例

テントは臨時営業の場合にのみ認められる特別な形態です。プレハブに比べて提供可能な食品は限られます。提供品目により、プレハブ施設や水道直結の給水設備等が必須になる場合がありますので、担当窓口(4階)あてご確認ください。

(1) テント施設の場合の例



(2) プレハブ施設の場合の例



会場全体図面の例



施設基準のポイント(抜粋)

施設	「プレハブ」又は「天井と側壁3面が付いた防水性テント」等で区画され、食品の取扱量に応じた十分な広さがあること。
冷蔵設備	冷蔵(冷凍)保管が必要な食品の取扱量に応じた「容量」と「性能」の冷蔵設備等を設けること。
洗浄設備	器具類の洗浄に便利な「洗浄設備」及び「手洗設備」を設けること。(調理等に多量の水を使用する場合は流水受槽式の洗浄設備及び手洗設備が必須)
給水設備	使用水を貯水する場合は、十分な容量(概ね18リットル以上)のある給水栓付き貯水タンクを用いること。(調理等に多量の水を使用する場合は水道直結の給水設備が必須)
排水設備	排水設備を設けること。
廃棄物容器	汚液の漏れない構造で、かつ、十分な容量の廃棄物容器を設けること。

営業者の遵守事項(抜粋)

- 手指で直接食品に触れる調理を行う場合にあつては、使い捨て手袋を着用する。
- 手洗設備には、洗浄・消毒剤等及び使い捨てのペーパータオル等を備える。
- 食品は適切な温度と時間の管理を行う。
- 下痢その他の症状を呈している従事者を食品の取扱い作業に従事させない。

また、臨時営業においても、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を行う必要があります。

- 「衛生管理計画書(記録書)」を用いて管理方法を設定し、記録をとる。
- 記録は2週間程度保管する。



窓口一覧(平日8:45~17:15)

お祭りやイベント会場の所在地(区)の保健センターが担当窓口です。(会場がスーパー内やホテル内等一部の場を除く)

窓口	所在地	電話番号
●各区の保健センター		
中央保健センター	健康・子ども課 札幌市中央区南3条西11丁目	011-205-3356
北保健センター	健康・子ども課 札幌市北区北25条西6丁目	011-757-1183
東保健センター	健康・子ども課 札幌市東区北10条東7丁目	011-711-3213
白石保健センター	健康・子ども課 札幌市白石区南郷通1丁目南	011-862-1883
厚別保健センター	健康・子ども課 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	011-895-5921
豊平保健センター	健康・子ども課 札幌市豊平区平岸6条10丁目	011-822-2478
清田保健センター	健康・子ども課 札幌市清田区平岡1条1丁目	011-889-2408
南保健センター	健康・子ども課 札幌市南区真駒内幸町1丁目	011-581-5213
西保健センター	健康・子ども課 札幌市西区琴似2条7丁目	011-621-4247
手稲保健センター	健康・子ども課 札幌市手稲区前田1条11丁目	011-681-1211
●札幌市保健所食の安全推進課 【会場がホテル内の場合はこちら】		
	札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル 3階	011-622-5170
●札幌市保健所広域食品監視センター 【会場が大型スーパー内、中央卸売市場管内の場合はこちら】		
	札幌市中央区北12条西20丁目 札幌市中央卸売市場青果棟 3階	011-641-0635

臨時営業に関する詳細や各様式は、札幌市HPにも掲載しています。



【臨時営業を行う方へ】

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/eigyo/rinji-eigyo.html>



出店にあたっての留意事項②-5

< 税務所 >

・ 必要な税務署の手続（酒類を販売する場合）

3週間前までに申請

➡ 出展許可・会場内レイアウトは、
9月1日以降発行予定です（ご用命ください）

問い合わせ先

札幌北税務署酒類指導官

0 1 1 - 7 0 7 - 9 2 5 9

出店にあたっての留意事項③ <レンタル>

③：レンタル備品・販促品製作
・希望する場合は要申込
(料金は出店者負担)。

申込締切8月18日(月)

資料Bより申し込み

- ・記載外でも対応可能な場合あり：
- ・早期相談を

※PRツール等制作ご希望の方は、下記二次元バーコードを参考ください。1か月前まででしたら、対応いたします
(データ製作費別途)



B FAX. 011-223-2112 ※FAXまたはメール添付にて送信ください fest@jp01.jp

ほっかいどう秋の大収穫祭 備品レンタル申込書

受託事業者：総合商研(株) 宛 ほっかいどう秋の大収穫祭に備品を申し込みます。 年 月 日
個別に電源を使用する場合、機器名とW数をお書きください 団体名 担当者 電話番号 email :

コンセント口数	コ	合計W数	W				
	写真	商品名	サイズ	価格 (税込円)	数量	計	備考
		ガスコンロ(三連)		10,500	0		防災ボード付き1~3日間 利用料金・搬入搬出
		プロパンガス		15,700	0		取り付け器具・ホース付き 検診料込・搬入搬出
		業務用炊飯器3升(ガス)		19,800	0		1~3日間利用料金・搬入 搬出
		鉄板焼き機(ガス)	W760*D460*	36,300	0		防災ボード付き。1~3日 間利用料金・搬入搬出
		卓上フライヤー(ガス)		46,200	0		防災ボード付き。1~3日 間利用料金・搬入搬出
		ホットプレートウォーマー		29,700	0		1~3日間利用料金・電気 使用代・搬入搬出
		冷蔵 6尺 オープン		41,250	0		1~3日間利用料金・電気 使用代・搬入搬出
		冷凍 6尺 オープン		54,450	0		1~3日間利用料金・電気 使用代・搬入搬出
		チェストフリーザー 4尺		49,500	0		1~3日間利用料金・電気 使用代・搬入搬出
		消火器10型		3,300	0		1~3日間利用料金・搬入 搬出
		衛生セット		1,650	0		ポリタンク・受けバケツ・ 洗剤・キッチンペーパー 1~3日間利用料金・搬入
		全天候型テーブル W1800×D500×H700		3,300	0		1~3日間利用料金・搬入 搬出
合計						0	

B. 備品の申込締切：2025年8月18日(月)

主催：北海道
受託事業者：総合商研(株) 札幌市中央区南2条西4丁目フェアリービル2F 内 担当
TEL011-223-2111
総合商研(株)JP01編集室 fest@jp01.jp

出店にあたっての留意事項④ <特設ホームページ>

④特設ホームページ用情報提供シート

お盆明けに公開予定の「ほっかいどう秋の大収穫祭」のランディングページにて、随時参加者の紹介をしていきます

別紙特別ホームページ用情報提供シートに

- ・参加者名
- ・ブース内容の紹介文（120文字程度
- ・リンク先
- ・画像（最大5点）
- ・ゆるきゃら参加の場合、画像1点と、名前を記載し、提出ください
- ・入稿用フォーム（Googleフォーム）
- ・入稿用シート（Excel）を用意しました。

8月18日（月）締切

【LP用 情報提供シート】
▼ピンクの欄に入力してください

項目	①ブース名	②ブース説明文	③リンク先（表示名・URL）	※ゆるキャラ参加の場合 ゆるキャラ名
預り文字数	20	120	-	-
入力欄				

※LPに掲載したい画像はメール添付等で別途入稿ください。

※イベント当日ゆるキャラ参加の場合、ゆるキャラの画像（1点）をメール添付等で入稿ください。



Googleアカウントをお持ちの方は、フォームから入稿いただけるようご案内いただけます。

画像アップロードをしてもらう都合上、アカウントがないとフォームから回答できないので、その際は添付のシートで入稿いただけるようご案内いただければと存じます。

▼入稿用フォーム

<https://forms.gle/1U4QxeZMs7qEF8H48>



出店にあたっての留意事項⑤-1 <搬出搬入>

⑤-1 搬入・搬出方法について

◆搬入スケジュール

～4・5日の搬入時間の繰り上げについては調整中です)

4・5日は10時開場になるため、什器などの搬入は善前日

17:00～21:00可能

※搬入ルートが、出展場所により変わります

◆搬出は、5日15:00以降順次スタート。

ほっかいどう秋の大収穫祭												
	10月2日		10月3日		10月4日		10月5日					
Time	赤れんが	アカプラ	赤れんが	アカプラ	赤れんが	アカプラ	赤れんが	アカプラ				
9:00			会場搬入		会場搬入	会場搬入	会場搬入	会場搬入				
30												
10:00			出展者搬入									
30												
11:00												
30												
12:00												
30												
13:00				会場設営								
30	会場設営											
14:00												
30												
15:00												
30												
16:00								会場搬出				
30							会場撤収					
17:00												
30												
18:00			会場搬出									
30												
19:00												
30												
20:00												
30												
21:00												

出店にあたっての留意事項⑤-2 <搬出搬入>

⑤-2 搬入・搬出方法について

<宅配便での搬入>

・ヤマト運輸のサービスが利用可能
(料金は出店者負担)。

～詳細ヤマト運輸法人営業と調整中
(着日は調整後出展者にご連絡します)

<夜間保管について>

1：共同の冷蔵・冷凍ストッカーはありません

2：テント内は**24時間**通電可能 (盗難は自己責任)

<発送>

搬出は、着払い伝票にて、
ヤマト現場集荷対応 (集荷時間は調整中)
お客様からの発送依頼も調整中

<お車での搬入出>

・駐車場は、道庁駐車場に
1 出展者につき 1 台分確保の予定 (土日のみ)

※3日(金)は、搬入作業完了後、近隣の一般駐車場をご利用ください。

出店にあたっての留意事項⑤-3 <搬出搬入>

⑤-3 搬入・搬出方法について <直接搬入～赤れんがガーデン会場>

1：搬入は北門のみ

2：時間

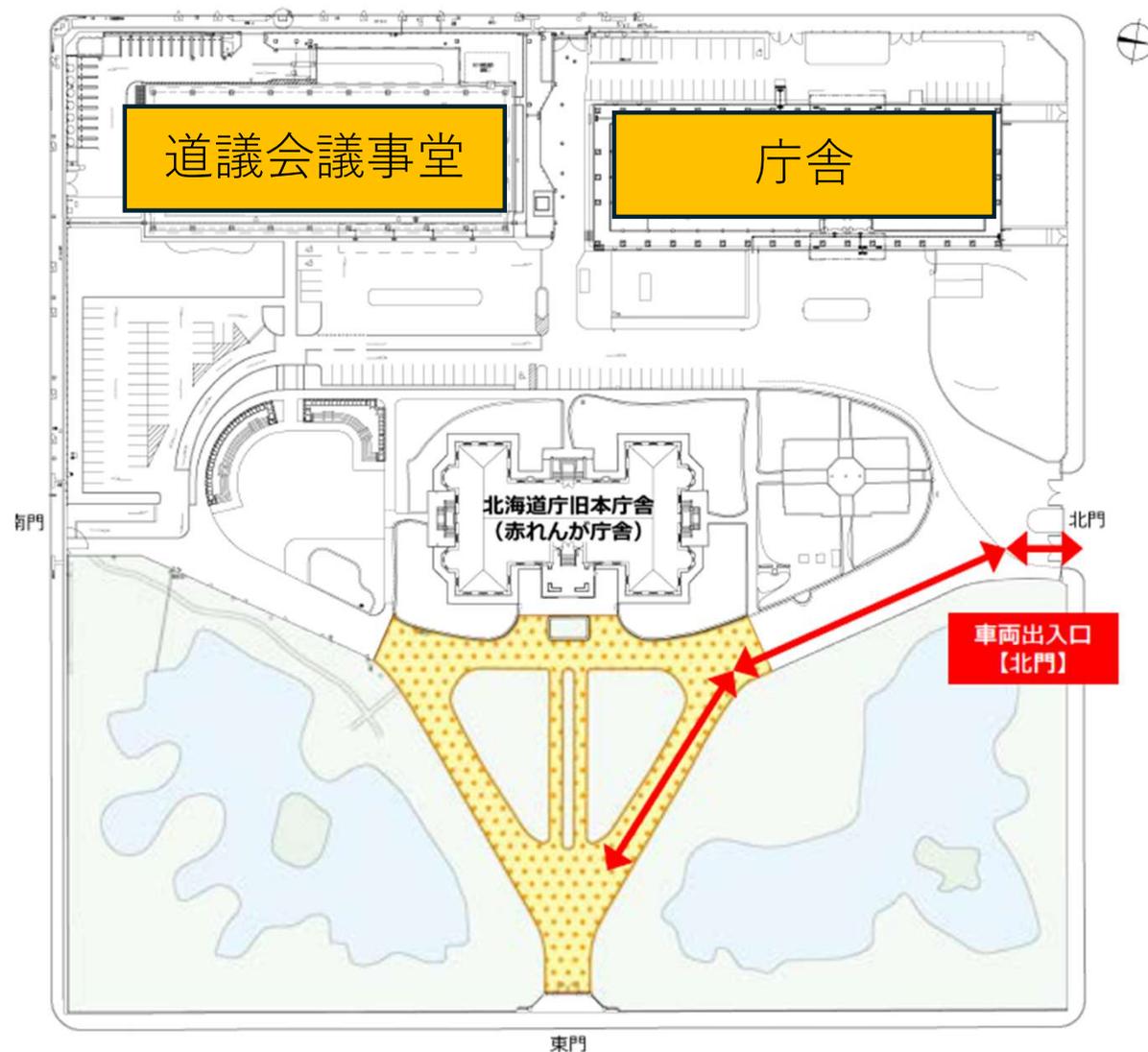
3日9：00～13:00

4・5日9：00～10:00

※指定管理者と繰り上げ調整中

3：搬出

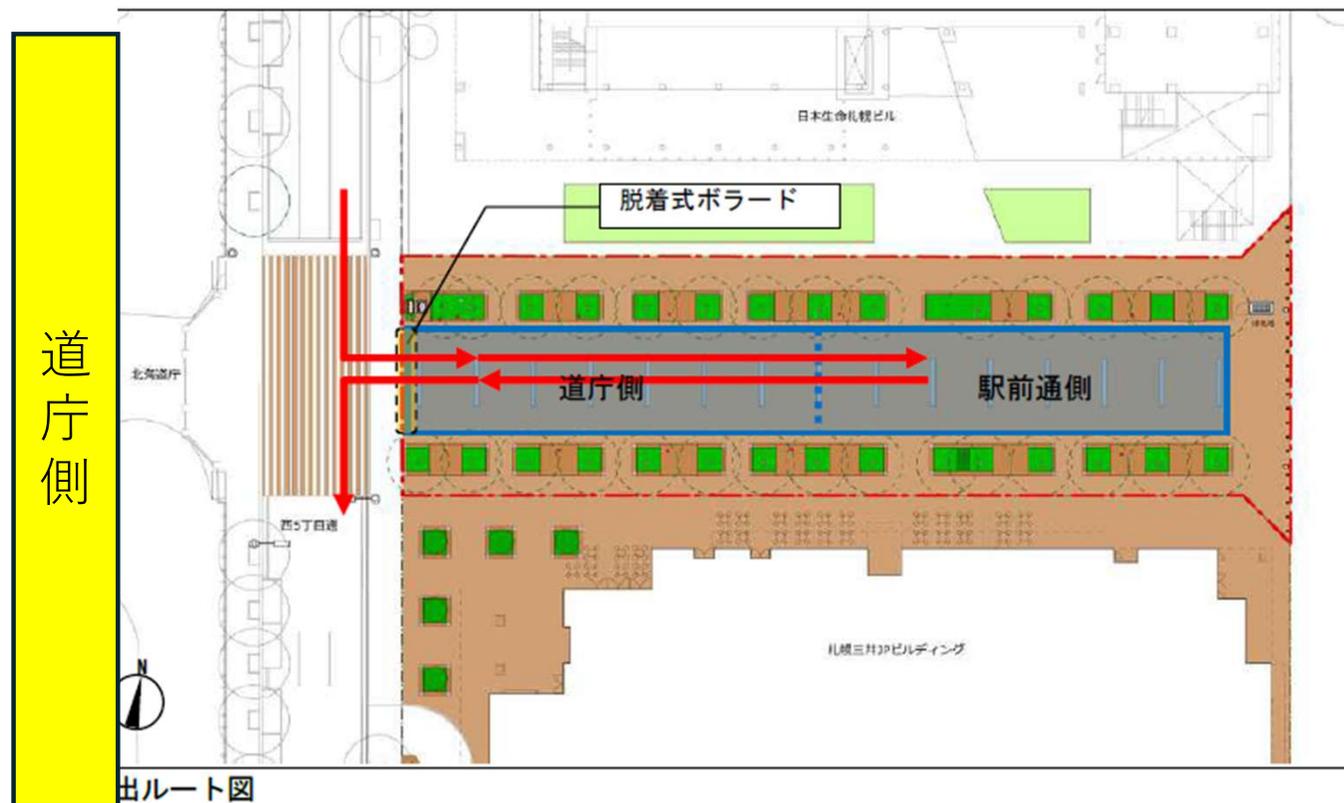
3日間とも、終了後1時間
をめどに搬出してください



出店にあたっての留意事項⑤-4 <搬出搬入>

⑤-4 搬入・搬出方法について <直接搬入～アカプラ会場>

- 1：搬入は道庁側のみ
- 2：時間
 - ・ 3日18：00～21：00
 - ・ 4・5日
9：00～10：00
指定管理者と繰り上げ調整中
- 3：搬出
2日間とも、終了後1時間をめどに搬出してください



出店にあたっての留意事項⑥ <その他>

⑥：その他

◆トイレ（出展者用）

チカホのトイレを利用ください

※商業施設のトイレ利用は禁止です

※道庁本庁舎トイレを利用できるように調整中です

◆ごみ処理

各会場にはゴミ収集 TENT を1か所ずつ設置します

下記に分けて収集しますので
事前に分別ください。

「燃えるゴミ」、「プラゴミ」、「瓶・缶」、
「ペットボトル」、「段ボール」

翌日AMにゴミ収集TENTにて、ゴミ収集車が回収いたします

◆給排水

各会場に給排水TENTを2か所ずつ設置します



イメージ



出店にあたっての留意事項⑦ <その他>

⑦：景品ご提供のお願いについて

会場が2会場46ブース以上のため、会場各ブース周遊のために下記企画をいたします。
それぞれ、参加者の達成景品等をご提供いただける場合は、ご連絡おねがいします

**ブースを回遊して
スタンプゲット!**

各ブースに掲示



スタンプはここから

クーポンが当たる!
農業クイズ

スタンプ5個で挑戦!
クイズ①に回答する

スタンプ10個で挑戦!
クイズ②に回答する

スタンプ15個で挑戦!

Q1
札幌黄というたまねぎがありますが、札幌と名の付く野菜があるものは次のうちどれ?

A きゃべつ
B かぼちゃ
C にんじん

正解!

解説

クーポンゲット

現在のスタンプ個数に応じて、回答可能なクイズのボタンがアクティブになります。クイズは何度でもチャレンジ可能。

スタンプ数に応じて景品応募コースが選べます

スタンプ5個：ビギナーコース
スタンプ10個：見習い農家コース
...
スタンプ46個：農業達人コース

スタンプ帳にスタンプが貯まっています。

■景品類について

(1) スタンプラリー クイズ
正解クーポン

各ブースのスタンプを一定数集めるごとにクイズに回答可能。

クイズに正解すると、イベント期間中、ブースで使用可能なデジタルクーポンをGET。
※デジタルクーポンはスマホ上で「使用する」ボタンを押すことで消し込み可能。

※クーポン自体の見え方は「共通クーポン」として、特典内容は一覧等で確認し使用するイメージ。

(2) スタンプラリー 応募景品

スタンプを一定数集めると、景品に応募可能。

専用フォームで景品送付先等入力し応募、抽選で後日景品を送付。

➡景品案：米、加工肉、酒類（クラフトビール・ワイン）など。当選者20名くらいを想定しています

➡各ブース、提供可能な特典内容をご検討・ご教授ください。

例) 特定商品値引き、1会計から値引き、ジュースサービス、つかみ取り一回無料、等

今後のスケジュールについて

・ 8 / 6 (水) 出店申込〆切

・ 8 / 18 (月) ②商品リスト④出店者紹介情報提出〆切

➡この段階でわかるものを提出お願いします (レイアウト検討の資料として)

・ 8 / 18 (月) ③レンタル備品・販促品製作申込〆切

➡ものによって確保できない可能性があるため、これ以降でも随時受け付けます

・ 8月下旬 LP公開 (主催者) ・ SNS等拡散 (各出店者)

・ 9月上旬 出店者マニュアル (+web説明会)

・ 9月中旬 保健所手続完了 (各出店者)

・ 10 / 2 ~ 会場設営開始

・ 10 / 3 ~ 5 イベント開催

・ 10 / 6 撤収完了

質疑応答

- ご不明点は事務局へご相談ください
- メールでも、電話でもかまいません

電話：011-223-2111

メール fest@jp01.jp

担当：藤森・名波